

良い歯のコンクール

高齢者の良い歯のコンクール(8020無料健診)のお知らせ

一の宮保健センター ☎ 22-5088

概要

●健診期間

6月12日(月)～6月23日(金)まで(土・日曜は除く)

●対象者

平成29年4月1日現在、満80歳以上でご自分の歯が20本以上ある方(ただし、前回までの県大会出場者を除く)

●健診実施機関一覧(阿蘇郡市歯科医師会会員の歯科医院)

医療機関名	電話
宇治歯科医院	22-0214
佐藤歯科クリニック	22-5131
阿蘇きずな歯科医院	22-4677
市原歯科クリニック	32-3828
そのだ歯科医院	32-1418
田代歯科医院	34-1771
武藤歯科医院	32-0027
安光歯科医院	34-0603
阿蘇温泉病院	32-0881
波野診療所	24-2203

阿蘇郡内の他町村の歯科医院での健診を希望される場合は、一の宮保健センターにお問い合わせください。

6月の「歯と口の健康週間事業」の一環として、高齢者の良い歯のコンクールが実施されます。80歳まで20本以上自分の歯を持つことで、健全なそしゃく能力が維持できると言われています。期間中に無料

健診が行われますので、左記の歯科医院でお受けください。8020達成者には、阿蘇郡市歯科医師会から表彰状が贈られます。

CITY INFORMATION

国立公園管理事務所が設置されました

日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図ることを目標として、現地の対応を強化するため、4月1日から、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所が設置されました。

国立公園管理事務所が設置されるのは全国で5カ所です。

○事務所の体制変更

【従来】

阿蘇自然環境事務所
(正職員2名、非常勤3名)

くじゅう自然保護官事務所
(正職員1名、非常勤1名)

【H29.4.1～】

阿蘇くじゅう国立公園管理事務所
(正職員5名、非常勤4名)

阿蘇くじゅう国立公園くじゅう管理官事務所
(正職員1名、非常勤2名)

お問い合わせ：阿蘇くじゅう国立公園管理事務所(阿蘇市黒川1180) ☎ 34-0254

農 業 委 員 会

農地の賃借や売買の権利移動／贈与、相続／農業者年金

農業委員会事務局 ☎ 22-3254

農業者年金の概要

●農業者なら広く加入できます

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば誰でも加入できます。農地を持っていない農業者の方や、配偶者や家族従事者も加入できます。

●少子高齢化時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立てる、積み立て方式の年金です。

●保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。(月額2万円から6万7千円まで。)

●終身年金で80歳までの保障付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前になくなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった、農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

●手厚い政策支援があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。国庫補助額も自分の年金として受給できます。

※農業者年金の詳しい内容については、農業委員会事務局、JA阿蘇各支所にお問い合わせください。

現況届は忘れずに提出を！

「現況届」を6月30日(金)までに提出してください。

農業者年金を受給されている方は、毎年6月に現況届が必要となります。5月末日頃に、農業年金基金から現況届の通知が発送されていますので、**記入・署名の上、必ず提出してください。**この度の熊本地震で、被災により提出期限までに現況届の提出が困難な場合には、現況届が未提出であることをもって直ちに年金支払いを差し止めることはありません。

賃借や売買の権利移動

農地の賃借や売買の権利移動については、農業委員会に届け出て許可を得る必要があります。

届出が必要な事項は左記に挙げるものなどです。

▼賃借権などの解除の届出

(農地法第18条6項)

▼農地の賃貸借や売買

(農地法第3条、利用権設定)

▼自己所有農地を転用する場合

(農地法第4条)

▼売買や賃借で転用をおこなう場合

(農地法第5条)

贈与、相続

※農業委員会は毎月10日に開催。申請の締め切りは毎月27日。(※閉庁日の場合は翌開庁日。)

農地を家族に贈与する場合、2つの方法があります。

●一括贈与

農地のみを耕作目的で一括に贈与することにより、贈与税の猶予を受けられる制度です。

ただし、3年ごとに贈与税・不動産取得税の猶予の届出を税務署及び県に提

出する必要があります。また、贈与した農地を売買や賃貸することはできません。(部分・全部の贈与税が確定します。)

●相続時精算方式

農地を含む資産を贈与する場合(宅地・家屋などを含む)、2500万円以内であれば、相続時にその贈与税(この場合は相続税として)を精算する制度です。

ただし、前年に税務署への届出が必要ですので、資産証明書を取られ税務署へご相談ください。

※相続の場合も農業委員会への届出が必要で、農業委員会事務局にお問い合わせください。

農作物被害防止の補助

農作物被害防止のための電気柵資材費と狩猟免許取得費用補助

農政課 畜産林業係 ☎ 22-3274

概要

- 要件 市内に住所及び農地を有する農林業従事者
- 補助対象となる経費 電気柵資材費(設置1基に係る経費)
- 補助率 2分の1以内
- 補助金の上限額 3万円
- その他 同一年度内における申請は1カ所までとし、1カ所あたりの設置数は1基とします。また、補助を受けた場所については、翌年から5年間は補助を受けることができません。

電気柵設置補助

イ ノシシ、シカなどによる農作物などへの被害を防ぐために、農業者がおこなう電気柵の設置に対して補助を行っています。補助を希望される方は、市役所農政課、各支所総務振興係にご相談ください。

概要

- 要件 市内に住所を有する人
- 補助対象となる経費 新規に『わな猟免許』、『第一種銃猟免許』取得に要した費用のうち次の経費を補助します。
 - ▷ 狩猟免許申請手数料 5200円(収入証紙購入費)
 - ▷ 熊本県猟友会が主催する初心者講習会受講料
1種目1万円、2種目1万5000円
- 補助金 上記経費の全額
- その他 この補助制度は新規に狩猟免許を取得される方のみ対象です。すでに他の狩猟免許を取得されている方の狩猟免許取得費用は対象となりません。

狩猟免許取得補助

農 林産物の保護と生産の安定を図るため、新しく狩猟免許を取得して狩猟活動をおこなう方に対して補助を行っています。補助を希望される方は、市役所農政課、各支所総務振興係にご相談ください。

CITY INFORMATION

日常生活のお困りごとから お出かけのお手伝いまで



☆介護保険外のサービスをご提供いたします

一般社団法人

阿蘇家族

〒869-2301 熊本県阿蘇市内牧1214-6
代表 近藤 秀樹

電話・FAX

0967-32-5757

<http://aso.ne.jp/asokazoku>

(※阿蘇家族ワーカーも募集中)

生活の付き添いサービス等



●その他、定期訪問見守り・墓参り・片付けなど